

利用調整について

保育の必要性の認定（支給認定）後、保育施設利用の可否が決まります。締切日までに申込みされた方について、保育の必要性の度合いを点数化し、利用調整会議において、必要性の高いお子さんから利用を承諾することになります。

利用調整指数表は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。『基本指数』と『調整指数』の合計点により、利用調整を行います。

〔参考〕 保育の利用調整基準表（案）

1 基本指数

番号	類型	細目		基本指数		
1	居宅外労働	外勤 自営	月160時間以上の就労を常態	11		
			月140時間以上160時間未満の就労を常態	10		
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	9		
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	8		
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	7		
			月60時間以上80時間未満の就労を常態	6		
2	居宅内労働	自営 農業 内職	月160時間以上の就労を常態	11		
			月140時間以上160時間未満の就労を常態	10		
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	9		
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	8		
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	7		
			月60時間以上80時間未満の就労を常態	6		
3	母親の出産	出産予定日を含む月及びその前後2か月		11		
4	保護者の 疾病等	疾病	入院	おおむね1か月以上の入院	12	
			居宅 療養	常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
				精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合	10
				一般療養	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合	9
					上記以外で保育が困難であると認められる場合	8

		障害	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳㊦・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合		12
			身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2を所持している場合		10
5	病人の看護等	看護 介護 付添	居宅外	おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	12
			居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	12
				心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合	8
				その他の病人等の介護等	8
6	家庭の災害	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合			12
7	求職活動等	求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合			5
8	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設等に就学または通所している場合			※居宅外労働に準じる
9	虐待・DVのおそれがある場合	虐待・DV等により特に保育が必要と認める状態にある場合			12
10	その他	上記類型に類する状態にある場合			※類する項目に準じる

2 調整指数

番号	条件		調整指数
1	世帯の状況	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	+3
2		生活保護法による被保護世帯	+2
3		生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	+2
4		産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	+2
5		65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合	-3
6	申込みの状況	保育施設（利用調整対象施設に限る）の利用対象年齢の満了に伴い、別の保育施設の利用申込みをする場合	+2
7		兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み（転園を除く）をしている場合	+1
8		兄弟姉妹が既に保育施設を利用しており、同一の施設への転園を希望している場合	+1
9		児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1
10	その他	待機期間が1年以上経過している者	+2
11		特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合	+1
12		待機期間が6か月以上経過している者	+1
13		利用の内定を辞退した場合 （辞退した利用月の属する年度内の利用調整に限る）	-2
14		市外在住者（転入予定者を除く）	-6
15		6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合	-6

備考

- 1 基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
 - 2 基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定します。）
 - 3 保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
- ※期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。
- ※就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
- ※就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
- ※調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（転入予定者を含む）
2	当該利用施設の希望順位が高い者
3	保育施設（利用調整対象施設に限る）の利用対象年齢の満了に伴い、別の保育施設の利用申込みをする者
4	利用待ちの期間が長い（ただし、利用申込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待ち期間は除く。）
5	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
6	生活保護法による被保護世帯
7	兄弟姉妹が既に保育施設を利用している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み（転園を除く）をしている者
8	基本指数が高い世帯